

## 24 定年延長について

令和5年度から定年引上げが開始されています。ここでは、事務処理に関わる給与とこれからの定年齢の推移についてを取り上げます。

※このページの内容は 令和4年12月6日教職第1398号の通知に添付されていた『福井県教職員の60歳以後の働き方について』をもとに作成しています。

<給与について>

○60歳に達した職員の給与水準

給料月額 = 給料表の級号給の額 × 70%

※60歳に達した次の年度からの適用

※給料表の級号給は、60歳時のものを使用

<定年齢の推移>

○令和5年の4月から定年を65歳にする動きを段階的に行っていく、令和13年4月で完成形となります。

年 度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
生年／ <u>定年年齢</u>	<u>60</u>	<u>61</u>		<u>62</u>		<u>63</u>		<u>64</u>		<u>65</u>	
S38.4.2～S39.4.1	59	60	61	62	63	64	65				
S39.4.2～S40.4.1	58	59	60	61	62	63	64	65			
S40.4.2～S41.4.1	57	58	59	60	61	62	63	64	65		
S41.4.2～S42.4.1	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	
S42.4.2～S43.4.1	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65

※記載の年齢は各年度末（3月31日）時点の年齢です

前年度末に退職し、定年前再任用短時間勤務が可能です。
定年退職の年度です。前年度末に退職し、定年前再任用短時間勤務も可能です。
定年後は、暫定再任用として勤務が可能です。（65歳まで）

- ・定年の前後で再任用の呼称が変わります。定年後の『再任用』は『**暫定再任用**』、定年前の『再任用』は『**定年前再任用短時間**』となります。

	60歳	定年	65歳
呼称	定年前再任用短時間		暫定再任用
期間	60歳から定年まで		定年から65歳まで
任用形態	短時間のみ		フルまたは短時間 (これまでの再任用と同じ)
任期	定年まで継続		1年ごと